

投票区	投票所名称	投票区の区域
第1	苫小牧東小学校	王子町、錦町、栄町、高砂町1丁目、旭町2・3丁目、汐見町3丁目4～6・16・17番
第2	苫小牧東中学校	末広町、旭町1・4丁目、港町2丁目1～3番、元中野町2丁目7～9・17番、汐見町1～3丁目（第1投票区に属する区域を除く）
第3	若草小学校	表町、若草町
第4	新中野町総合福祉会館	新中野町、晴海町、入船町、船見町、一本松町、元中野町1～4丁目（第2投票区に属する区域を除く） 港町1・2丁目（第2投票区に属する区域を除く）
第5	文化交流センター	大町、寿町、本町、本幸町、浜町、高砂町2丁目
第6	苫小牧西小学校	幸町、矢代町、元町1・2丁目、白金町、弥生町
第7	大成小学校	青葉町、大成町2丁目、新富町2丁目
第8	西町総合福祉会館	大成町1丁目、新富町1丁目、元町3丁目
第9	北光小学校	北光町、山手町、字高丘55番地
第10	啓北中学校	啓北町、花園町
第11	見山町総合福祉会館	見山町、松風町
第12	第八区総合福祉センター	木場町、緑町
第13	清水小学校	清水町、春日町
第14	和光中学校	音羽町、双葉町
第15	緑小学校	日の出町、三光町
第16	住吉コミュニティセンター	住吉町、泉町1丁目1～6番、2丁目、字高丘6番地の一部、7～16・18～41番地
第17	美園小学校	美園町、泉町1丁目（第16投票区に属する区域を除く）、字高丘（第9・第16・第25投票区に属する区域を除く）、字丸山
第18	新明町総合福祉会館	新明町、あけぼの町3丁目～5丁目
第19	苫小牧地域職業訓練センター	明野新町1・4・5丁目、明野元町、新開町、柳町1・2丁目
第20	明野中学校	明野新町2・3・6丁目、柳町3・4丁目
第21	光洋中学校	光洋町、有明町1・2丁目（第22投票区に属する区域を除く）
第22	糸井小学校	小糸井町、永福町、日吉町、有明町2丁目5～8番、字糸井62・64～76・78～100・103・108・110～112・114～150番地
第23	北星小学校	桜木町
第24	豊川小学校	豊川町、字糸井292・294・342・344・401・404・405・407・408・427・442・444～446・448～454番地
第25	啓北中学校山なみ分校	有珠の沢町、字高丘56・59～65番地
第26	しらかば総合福祉会館	しらかば町
第27	日新小学校	日新町、桜坂町、字糸井287・288・343・345・353・399・400・402・403・424～426・433・436・437・441・456～460・462～466番地
第28	柏木町町内会館	柏木町、宮の森町、はまなす町、字糸井258・271～282・286・351・352・356・366～368・374～383・386～388・390～392・394・396・421～423・428～431・467～469・560・667番地、字錦岡439番地
第29	泉野小学校	川沿町
第30	澄川小学校	澄川町
第31	ときわ総合福祉会館	ときわ町、字錦岡1～50番地
第32	錦岡小学校	宮前町、青雲町3丁目、字錦岡（第28・第31・第33・第34投票区に属する区域を除く）
第33	のぞみコミュニティセンター	のぞみ町、美原町、青雲町1・2丁目、明徳町1丁目、字錦岡331～333・440～494・495（第34投票区に属する区域を除く）・496～499番地
第34	明徳小学校	もえぎ町、明徳町2～4丁目、字錦岡495番地の一部
第35	樽前交流センター	字樽前
第36	沼ノ端コミュニティセンター	沼ノ端中央、字沼ノ端255番地の一部・600～606番地
第37	沼ノ端中学校	東開町、字沼ノ端4・5・10・11・18・23・33・34・42・43・45・46・49・51・52・255番地の一部、256番地の一部、258・500・501番地、字柏原、字静川
第38	拓勇小学校	あけぼの町1・2丁目、拓勇東町、拓勇西町
第39	ウトナイ小学校	北栄町、字沼ノ端（第36・第37投票区に属する区域を除く）
第40	勇弘公民館	字勇弘、字弁天、真砂町
第41	植苗ファミリーセンター	字植苗、字美沢

③郵便等投票制度

身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳または介護保険被保険者証の交付を受け、左記に該当する方は、郵便等投票制度を利用できます。

【申請手続】

選挙管理委員会に、早めにお問い合わせください。

【投票用紙の請求】

「郵便等投票証明書」が交付されたのち、6月25日(水)までに選挙管理委員会に投票用紙と投票用封筒を請求してください。

【郵便等投票が利用できる方】

- 両下肢、体幹、移動機能の障がい
- 身体障害者手帳1級・2級、戦傷病者手帳（特別・第1・第2項症 ※移動機能の障がいを除く）
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい
- 身体障害者手帳1級・3級、戦傷病者手帳（特別・第1・第2・第3項症）
- 肝臓の障がい
- 身体障害者手帳1級・2級・3級、戦傷病者手帳（特別・第1・第2・第3項症）
- 免疫の障がい
- 身体障害者手帳1級・2級・3級

● 要介護状態区分Ⅱ要介護5

【代理記載制度が利用できる方】

※右記の郵便等投票ができる方に限りです

- 上肢、視覚の障がい
- 身体障害者手帳1級、戦傷病者手帳（特別・第1・第2項症）